

令和5年（ウ）第1号 島根原発2号機運転差止仮処分申立事件

債権者 [REDACTED] 外3名

債務者 中国電力株式会社

準備書面（18） 求釈明に対する回答

2023（令和5）年12月28日

広島高等裁判所 松江支部 御中

債権者ら代理人弁護士 妻 波 俊 一 郎

同 水 野 彰 子

ほか

令和5年11月7日付事務連絡（御庁が行った求釈明）に対する債権者らの回答は下記のとおりである。

記

1 「敷地」について

(1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）（以下、「設置許可基準規則」という。及び同規則の解釈は、次に列挙する数多くの施設等について、基準地震動による地震力に基づいて耐震設計をするよう求めている。

- ・ 3条1項 耐震重要施設及び兼用キャスクを設ける地盤
- ・ 4条3項 耐震重要施設
- ・ 4条4項 耐震重要施設の斜面

- ・ 38条1項1号 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設を設ける地盤
- ・ 38条1項3号 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設を設ける地盤
- ・ 38条1項4号 特定重大事故等対処施設を設ける地盤
- ・ 39条1項1号 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設
- ・ 39条1項3号 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設
- ・ 39条1項4号 特定重大事故等対処施設
- ・ 39条2項 重大事故等対処施設の斜面
- ・ 61条1項a) (解釈) 緊急時対策所

(2) このように、基準地震動は、原発敷地上にある様々な安全上重要な施設等の耐震設計に直接関わっている。

特に、炉心からある程度離れた高台に設置されることが想定される重大事故等対処施設（その位置は公開資料には掲載されていないので債権者らには分からない。）の耐震設計は、当該地盤や斜面の安定性に関わっていることからすると、震源から「極めて近い」か否かを判定する上での「敷地」とは、炉心に限定されるものではなく、上記基準地震動による地震力によって耐震設計をすることが求められている施設等が設置された敷地全体のことと解するのが妥当である。

(3) 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド3.3.2(5)（以下、「極近傍規定」という。）が、震源が敷地に極めて近い場合、震源モデルと、敷地及びそこに設置する施設との位置関係を詳細に検討することを求めていることからすれば、まずは震源モデル直近の敷地境界を評価点とした断層最短距離によって極近傍規定の適用の可否を判定し、その必要性が判断された後、各施設等との距離を踏まえた詳細な検討を行うのが、極近傍規定が本来予定している適正な

手順というべきである。

2 「震源が敷地に極めて近い場合」の距離について

「震源が敷地に極めて近い場合」の距離については、債務者が摘示する原子力規制委員会(2015) (乙98) 等で示された「断層から2 km程度」とするという
ことで、債権者らとしても特に異論はない。

3 「震源が敷地に極めて近い場合」に該当すること

宍道断層の断層モデルから本件原発の直近の敷地境界までは約1.3 kmしかない
のであるから、「震源が敷地に極めて近い場合」に該当するのであり、これを見
誤った本件適合性審査には、看過し難い過誤、欠落がある。

以上